

保護者 様

赤磐市立吉井中学校長
(公印省略)

出席停止について

本日お子様が () に罹患されたとの連絡を受けました。
この感染症は学校保健安全法 19 条の規定により、出席停止扱いをいたします。
この期間は欠席扱いになりませんから、治療に専念してください。

なお感染症が治って登校する時は、医師記入の「治癒証明書」を持って登校し、担任まで提出してください。

出席停止の期間の基準

第 2 種

・インフルエンザ	→	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
・百日咳	→	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・麻疹	→	解熱した後、3 日を経過するまで
・流行性耳下腺炎	→	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
・風疹	→	発しんが消失するまで
・水痘	→	すべての発しんが痂皮化するまで
・咽頭結膜熱	→	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
・結核	→	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
・髄膜炎菌性髄膜炎	→	それがないと認めるまで

- 第 3 種
- ・コレラ
 - ・細菌性赤痢
 - ・腸管出血性大腸菌感染症
 - ・腸チフス
 - ・パラチフス
 - ・流行性角結膜炎
 - ・急性出血性結膜炎
 - ・その他の感染症 ()
- 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・切 り 取 り 線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

治 癒 証 明 書

年 組 氏名 ()

※ 病名 ()

※ 上記の者は 月 日から登校しても差し支えないと診断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印